

指定特定相談支援事業者の処分等に伴う加古川市への影響と対応について

標題の件について、これまでの経緯と加古川市への影響等は以下のとおりです。

1 稲美町が公表した処分内容

(1) 事業所等の概要

法人名：特定非営利活動法人らいふサポートくるみ

事業所名：相談支援センターいなみ

所在地：兵庫県加古郡稲美町加古4369-3

事業種別：特定相談支援、障害児相談支援

(2) 処分の内容

指定の取消し

(3) 処分年月日

令和8年3月30日（処分効力発生日 令和8年6月30日）

(4) 処分理由

次の各号に該当する事実があったため。

- ・ 障害者総合支援法第51条の29第2項第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号
- ・ 児童福祉法第24条の36第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号

2 処分に伴う加古川市への影響と対応

指定取消処分に伴い、現在当該事業所と契約中の本市利用者について、他事業所への受入れ調整を行うとともに、本市に請求された当該不正請求金額の返還を求める。

(1) これまでの経緯

- ・ 令和8年3月9日 稲美町から本市に対し資料提供依頼
- ・ 令和8年4月7日 給付費の返還が生じることについて稲美町から本市に通知
- ・ 令和8年4月21日 稲美町地域福祉課を訪問（対応調整）
- ・ 令和8年4月23日 市内指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に向けて、本市地域福祉課より法令遵守の徹底について通知
- ・ 令和8年4月23日 本市より相談支援センターいなみに対し、不正に請求した給付費の返還を請求
- ・ 令和8年4月28日 相談支援センターいなみを訪問（本市利用者への対応調整等）

(2) 本市利用者

利用者数：実利用者数 154名（うち、令和8年4月7日時点での契約者数は75名）

方針等：契約中の75名については他の事業所等への受入れ調整を行う。

- (3) 返還請求を求める期間
令和3年3月から令和8年2月までの間
- (4) 返還請求額(利用者 154名分)
返還額：30,938,825円（加算金8,839,664円を含む）
※不正認定に伴う返還金については各援護市において算定し、請求を行う。